

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 (変更案)

加筆_____ 修正_____ 削除_____

現行	変更案	備考
<p>1-3 プロA契約・プロB契約 ([別紙]表-1 参照)</p> <p>① 契約締結条件 次のいずれかを満たすことをプロA契約およびプロB契約の締結条件とする。</p> <p>(1) 試合出場</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ J1 : 450分 ◆ J2 : 900分 ◆ JFL : 1, 350分 <p>この場合において、試合出場時間は公式記録によるものとする。ただし、出場時間が1分未満の場合は、1分としてカウントする。</p> <p>(2) プロC契約3年経過</p> <p style="text-align: center;">= 控 礙 =</p> <p>1-5 外国籍選手</p> <p>① 登録数 プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チーム3名以内(以下「3名枠」という)とする。ただし、下記(1)または(2)に該当する場合は、「3名枠」を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は、本協会の基本規程で認められている5名(以下「5名枠」という)を超えてはならない。この関係で、クラブが外国籍選手と契約を締結するのみで登録はしない場合には、当該クラブは、事前に所属するリーグの承認を得るものとする。</p> <p>(1) アマチュア選手または20歳未満のプロC選手 <u>〔「外国籍選手枠 対象外認定申請書」(書式F)により申請〕</u></p> <p>(2) アジアサッカー連盟(AFC)加盟国の国籍を有する選手1名(ただし、Jリーグに所属するクラブに限る)</p> <p>② 登録数の例外措置 次の条件を具備する選手は、事前に所属するリーグの承認を得た場合に限り、「3名枠」または「5名枠」の対象外とする。ただし、いずれの場合も外国籍選手総数で5名を超えて登録してはならない。</p> <p>(1) アマチュアまたはプロC契約の外国籍選手が年度途中でプロC契約以外の契約に移行する場合、その年度に限り「3名枠」を超えて登録できる。ただし、外国籍選手総数で5名を超えて登録してはならず、また、事前に所属するリーグの承認を得なくてはならない。</p> <p>(2) ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合 <u>〔「外国籍選手枠 対象外認定申請書」(書式F)により申請〕</u>、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。</p> <p>③ 契約書式 クラブは、外国籍選手とプロ契約を締結する場合、統一契約書式またはそれに準じる契約書式により契約を締結しなければならない。</p> <p>④ 外国籍選手とプロC契約を締結する際の注意事項</p>	<p>1-3 プロA契約・プロB契約 ([別紙]表-1 参照)</p> <p>① 契約締結条件 次のいずれかを満たすことをプロA契約およびプロB契約の締結条件とする。</p> <p>(1) 試合出場</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ J1 : 450分 ◆ J2 : 900分 ◆ JFL : 1, 350分 <p>この場合において、試合出場時間は公式記録によるものとする。ただし、出場時間が1分未満の場合は、1分としてカウントする。 <u>〔「別紙」表-2 参照〕</u></p> <p>(2) プロC契約3年経過</p> <p style="text-align: center;">= 控 礙 =</p> <p>1-5 外国籍選手</p> <p>① 登録数 プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チーム3名以内(以下「3名枠」という)とする。ただし、下記(1)または(2)に該当する場合は、「3名枠」を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は、本協会の基本規程で認められている5名(以下「5名枠」という)を超えてはならない。この関係で、クラブが外国籍選手と契約を締結するのみで登録はしない場合には、当該クラブは、事前に所属するリーグの承認を得るものとする。</p> <p>(1) アマチュア選手または20歳未満のプロC選手</p> <p>(2) アジアサッカー連盟(AFC)加盟国の国籍を有する選手1名(ただし、Jリーグに所属するクラブに限る)</p> <p>② 登録数の例外措置 次の条件を具備する選手は、事前に所属するリーグの承認を得た場合に限り、「3名枠」または「5名枠」の対象外とする。ただし、いずれの場合も外国籍選手総数で5名を超えて登録してはならない。</p> <p>(1) アマチュアまたはプロC契約の外国籍選手が年度途中でプロC契約以外の契約に移行する場合、その年度に限り「3名枠」を超えて登録できる。ただし、外国籍選手総数で5名を超えて登録してはならず、また、事前に所属するリーグの承認を得なくてはならない <u>〔「外国籍選手枠 対象外認定申請書」(書式F)により申請〕</u>。</p> <p>(2) ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合 <u>〔「外国籍選手 登録抹消申請書(契約を保持したままの抹消の場合)」(書式J)により申請〕</u>、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。</p> <p>③ 契約書式 クラブは、外国籍選手とプロ契約を締結する場合、統一契約書式またはそれに準じる契約書式により契約を締結しなければならない。</p> <p>④ 外国籍選手とプロC契約を締結する際の注意事項</p>	<p>別表(表2)の挿入に伴い加筆</p> <p>申請書提出のタイミングを考慮して、下記(2)(1)へ移動</p> <p>上述(※①(1)より移動</p> <p>書式の名称変更(分かりやすくするため)</p>

上記②(1)に述べられているプロC選手の登録に関する優遇措置は、実績のない若年層選手と契約することを容易にするために例外的取扱いとして認められたものである。よって、その契約のために契約金・移籍補償金・その他多額の経費を要するものであってはならない。

= 控 礙 =

4-1 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。

② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結

- (1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約（以下「原契約」という）の期間内で、新たな選手契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）を締結する。
- (2) 移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類とする。
- (3) 移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。
- (4) 期限付移籍の最短期間は、本協会基本規程に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。

③ 移籍手続き

移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3（国内移籍の手続き）と同様とするが、移籍先クラブが「移籍先クラブ選手契約」の写しを本協会に提出する際に、「期限付移籍契約書」の写しを添付しなければならない。

④ 移籍元クラブへの再移籍

- (1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に移籍元クラブへ再移籍される。
- (2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。
- (3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。
- (4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までの定める限りではない。

= 控 礙 =

5-2 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍元クラブ（国内クラブ）は、国際移籍証明書発行のために、次の書類を本協会に提出し、申請料（5,250円）を支払う。

- イ. 「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）
- ロ. 都道府県サッカー協会承認済の「登録抹消申請」の写し

(2) 本協会は、海外のサッカー協会の要請があった後、「国際移籍証明書」を発行し、海外のサッカー協会へ送付し、その写しを移籍元クラブへ送付する。

② 契約途中で海外移籍する場合の補償金の通知

契約途中で海外移籍した場合、移籍元クラブ（国内クラブ）は、「契約途中での海外移籍に関する補償金通知書」（書式第13-2号）を本協会に提出する。

上記②(1)に述べられているプロC選手の登録に関する優遇措置は、実績のない若年層選手と契約することを容易にするために例外的取扱いとして認められたものである。よって、その契約のために契約金・移籍補償金・その他多額の経費を要するものであってはならない。

= 控 礙 =

4-1 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。

② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結

- (1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約（以下「原契約」という）の期間内で、新たな選手契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）を締結する。
- (2) 移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類とする。
- (3) 移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。
- (4) 期限付移籍の最短期間は、本協会基本規程に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。

③ 移籍手続き

移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3（国内移籍の手続き）と同様とするが、移籍先クラブが「移籍先クラブ選手契約」の写しを本協会に提出する際に、「期限付移籍契約書」の写しを添付しなければならない。

④ 移籍元クラブへの再移籍

- (1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に移籍元クラブへ再移籍される。
- (2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。
- (3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。
- (4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までの定める限りではない。

⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、移籍元クラブとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける場合、移籍先クラブはその条件を公表する義務を負う。

= 控 礙 =

5-2 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍元クラブ（国内クラブ）は、国際移籍証明書発行のために、次の書類を本協会に提出する。

- イ. 「国際移籍証明書発行申請書」（書式第9号）
- ロ. 都道府県サッカー協会承認済の「登録抹消申請」の写し

(2) 本協会は、海外のサッカー協会の要請があった後、「国際移籍証明書」を発行し、海外のサッカー協会へ送付し、その写しを移籍元クラブへ送付する。

② 契約途中で海外移籍する場合の補償金の通知

契約途中で海外移籍した場合、移籍元クラブ（国内クラブ）は、「契約途中での海外移籍に関する補償金通知書」（書式第13-2号）を本協会に提出する。

「期限付移籍元との対戦時に、試合出場できない」というような制約を契約で定める場合、これを公表することを義務付ける。

当該申請料を廃止（不要とする）。

= 控罫 =

[別紙]

< 控罫 >

= 控罫 =

[別紙]

表-2 <試合出場時間のカウントについて> (本規則 1-3 関連)

試合状況	実時間(経過時間)	公式記録の時間表記	OUT選手の出場時間	IN選手の出場時間 (90分試合)	IN選手の出場時間 (120分試合)	
前半	0分(1分未満)	00:01 ~ 00:59	1	89	119	
	1分~44分	1:00	1	1	89	119
		01:01 ~ 01:59	2	2	88	118
		2:00	2	2	88	118
		02:01 ~ 02:59	3	3	87	117
	
	44:00	44	44	46	76	
44分1秒以降	44:01 ~ 44:59	45	44	46	76	
アディショナルタイム	-	45:00				
		45:01 ~ 45:59	45+1			
		46:00	45+1	44	46	
		46:01 ~ 46:59	45+2			
				
前半終了後/ハーフタイム			46*	45	45	
後半	0分(1分未満)	45:01 ~ 45:59	46	46	44	
	46分~89分	46:00	46	46	44	
		46:01 ~ 46:59	47	47	43	
		
		89:00	89	89	1	
89分01秒以降	89:01 ~ 89:59	90	89	1		
アディショナルタイム	-	90:00				
		90:01 ~ 90:59	90+1			
		91:00	90+1	89	1	
		91:01 ~ 91:59	90+2			
				
後半終了後/延長開始前			91*	90	30	
延長前半	0分(1分未満)	90:01 ~ 90:59	91	91	29	
	91分~104分	91:00	91	91	29	
		91:01 ~ 91:59	92	92	28	
		
		103:42	104	104	16	
		
	104:00	104	104	16		
104分01秒以降	104:01 ~ 104:59	105	104	16		
アディショナルタイム	-	105:00				
		105:01 ~ 105:59	105+1			
		106:00	105+1	104	16	
		106:01 ~ 106:59	105+2			
				
延長前半終了後/延長後半開始前			106*	105	15	
延長後半	0分(1分未満)	105:01 ~ 105:59	106	106	14	
	106分~119分	106:00	106	106	14	
		106:01 ~ 106:59	107	107	13	
		
		114:18	115	115	5	
		
	119:00	119	119	1		
119分01秒以降	119:01 ~ 119:59	120	119	1		
アディショナルタイム	-	120:00				
		120:01 ~ 120:59	120+1			
		121:00	120+1	119	1	
		121:01 ~ 121:59	120+2			
				
延長後半終了後						

※フル出場選手の出場時間:90分(延長の場合は120分)

「プロ A 契約締結条件」に係る「試合出場時間のカウント方法」を表示する。特に、アディショナルタイムのカウント方法について明確化するもの。
※実際に運用されている内容を規程に記載するもの。